審議内容

総務

●野洲市部設置条例の一部を改正する条例

問 まちづくり政策室に人権政策グループ、環境政策グループ、協働推進グループを配置し、政策監の総括的な管理下でフラット化を図るとは。

答 柔軟で機動的に企画立案できる組織形態として政策形成の迅速化を目指すもの。職階の別なく立案し、グループ内の合意形成を経て政策監に提案できる。

●平成19年度野洲市一般会計補正予算（第1号）

問 まちづくり基本条例推進委員会の委員謝礼を補正されるが、住民投票条例の議論が中心になるのか。

答 住民投票条例の制定は1年を目安に考えている。庁内で骨子案を固め、随時推進委員会に諮りながら、パブリックコメント等を行い進める。

問 固定資産税の減免について、例えば鉄道敷や駅舎の部分は国鉄からJRになってどうなったか。

答 鉄軌道用地は、国鉄からJRになっても評価額を3分の1にする措置があったが、19年度法改正により駅舎の上に商業施設等がある場合、その面積に応じて分割し、通常の宅地評価となった。

●平成18年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定

問 交通事故等に伴う賠償金の件数は。

答 自転車転倒等の道路の瑕疵が4件、公共施設での負傷が1件、公用車の事故が3件。

問 今回のISO審査の方法、内容は。

答 今回は更新審査といって3年に1回ある。適用範囲53所属のうち34所属が対象となった。外部審査員2名により、まず市長のインタビューがあり、そのあと4日間にわたり、各所属を審査し、合併後の取り組みを確認された。

文教福祉

●野洲市体育・スポーツ振興審議会条例

問 委員の選任は。

答 スポーツに造詣のある方で、施策について客観的に意見や提言をいただける方を選任する。

問 スポーツ振興機構の立ち上げは。

答 体育協会を中核に、人づくり、スポーツ振興の普及、競技力の向上を柱に機構の設立をめざす。

問 スポーツ振興室解消の影響は。

答 内容を充実し、生涯スポーツのあるべき姿を求める。

●平成19年度野洲市一般会計補正予算

問 共同作業所等への通所者数が増えたことは、障がいの程度が改善したと理解していいのか。

答 医師との話し合いの結果、病状的にも作業が可能だとの判断が出たと受け止めている。

●平成18年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定

問 民生委員の設置基準は。

答 定数は107名。内7名が主任児童委員。

問 家庭相談員の相談件数は。

答 平成18年度相談件数は合計241件。児童虐待128件、DV等31件、その他82件。

問 給食費の悪質滞納者の把握は。

答 未納額が259万3955円で70世帯。9月中に悪質な方は督促通知、呼び出しをする。応じてもらえない場合は法的措置。

問 なかよし交流館のスロープは屋根が無く濡れる。建設時のチェック機能は。

答 悪いところは改修していく。

問 給食センターの地産地消は。

答 18年度は食材の種類を増やした。今後、野洲市内で生産している産品を前提にJAと協議。

●平成18年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

問 保険税の負担が大きいが。

答 今後は資産割の部分を下げる方向で考えている。

なかよし交流館入口

常任委員会

環境経済建設

●平成19年度野洲市一般会計補正予算

問　全国ふるさと富士山サミットの効果は。

答　この富士山サミットは、改めて本市の観光物産振興を図り、本市に対する三上山という観光資源による誘客促進につなげる。そして、特に全国ふるさと富士の認知度向上に伴う「野洲」という知名度向上の相乗効果を図る。

また、本市の誘客促進や、観光振興、物産振興の在り方についても、今回のサミットを契機に、どのように進めていくのかをサミット参加者と共に議論させていただくことも目的の一つである。

問　今年度からの農政改革による事務手続きに対する、認定農業者への市の対応は。

答　農政改革により、認定農業者が必要となった農業委員会の証明などの書類は、1枚10円の実費のみの徴収としている。

●平成18年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定

問　鳥インフルエンザの感染予防を。

答　鳥インフルエンザ感染予防に対し、支援要綱を制定。養鶏農家1件に対し、防疫消耗品（40袋の石灰）を配布。

問　商工業振興事業補助金（商業地活用構想策定）は。

答　仮称「イオンスーパーセンター中主店」出店受入に伴い、隣接する商業用地を活用した地域振興策を検討するため、中主商工会に補助を行った。

中主商工会では、物販の販売3か所、レストラン、地域物産スペースなどの構想を計画し、商工会7名、市4名、学識者2名、事務局3名の計16名の検討委員会を設置。

イオン出店による商工業の活性化、新たな商業展開として、商業活動の活路を見出す好機と捉え、「地域商業振興施設設置基本構想」を策定。なお、検討委員会6回、研修1回、基本構想説明会1回を開催。

問　地籍調査の進捗状況と今後の予定は。

答　現在事業実施している南桜は、平成17年度から5カ年計画。5ブロックに分けてそれぞれ調査を実施し、調査終了後、国に報告・認可を受けて、その結果、法務局の登記簿謄本・公図が正しい形に変わる。全てのデータが書きかえられるのは5年後。

また、小南地区で来年度から実施をしたい意向が出されているが、国または県の補助事業として事業採択申請をし、可能であれば実施予定。

傍聴のご案内

9月定例会ではのべ21名の方に議場にて本会議を傍聴いただきました。

傍聴を希望される方は、本会議の当日、市役所本庁舎3階議会事務局の受付で、住所・氏名等を記入し、傍聴席に入場してください。

また、本会議での映像を、市役所本庁舎横コミュニティセンターやす1階会議室に設置のモニターにて放映しています。

なお、各委員会も同様に傍聴できます。日程等については、議会事務局へお問い合わせください。

議会傍聴席